

## 議案第 75 号

嘉麻市デジタル推進協議会条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 11 月 29 日提出

嘉麻市長 赤 間 幸 弘

### 提案理由

国のデジタル化推進に伴い、嘉麻市におけるデジタル化の推進、施策等の調査及び審議を行う機関として嘉麻市デジタル推進協議会を設置するため、提案するものである。

## 嘉麻市デジタル推進協議会条例

### (設置)

第1条 嘉麻市におけるデジタル化の推進、施策等の調査審議をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、嘉麻市デジタル推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 嘉麻市デジタル推進計画に関する事項
- (2) その他デジタル化の推進等に関し、市長が特に必要と認める事項

### (組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者 1人以内
- (2) 公共的団体等が推薦する者 9人以内
- (3) 市民からの公募による者 2人以内

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (庶務)

第6条 協議会の庶務は、主管課において処理する。

### (委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(嘉麻市地域情報化推進協議会条例の廃止)
- 2 嘉麻市地域情報化推進協議会条例（平成27年嘉麻市条例第4号）は、  
廃止する。

嘉麻市デジタル推進協議会条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、嘉麻市デジタル推進協議会条例（令和 4 年嘉麻市条例第●●号）第 7 条の規定に基づき、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程（平成 22 年嘉麻市告示第 131 号）に定めるもののほか、嘉麻市デジタル推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 会長及び副会長とともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、市長が会議を招集する。

(招集通知)

第 3 条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の日時、場所及び付議事件を委員に通知しなければならない。

(関係者の出席等)

第 4 条 協議会は、必要に応じ関係者及び専門的知識を有する者等に会議への出席及び資料提出等の協力を依頼することができる。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(嘉麻市地域情報化推進協議会条例施行規則の廃止)

2 嘉麻市地域情報化推進協議会条例施行規則（平成 30 年嘉麻市規則第 54 号）は、廃止する。